

C-1

令和4年度 エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業 (魅力ある職場づくり推進奨励金)

～専門家派遣業務説明会～

令和4年12月5日・13日



エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業の概要

事業の背景

- ウクライナ情勢の影響や原油価格高騰等により中小企業の経営は厳しい状況。また、急速な物価高騰も加わり、労働者を取り巻く生活環境は深刻な影響を受けている。
- 柔軟な勤務・雇用形態、主体的なスキルアップやキャリア形成の支援等、従業員のエンゲージメントや働きがいを高める取組を促すことで、都内中小企業の労働生産性の向上や賃金引上げにつなげる。

事業概要

- 人事労務管理に知見を有する専門家（社労士）の派遣を受け、従業員のエンゲージメント向上や賃上げ等に取り組む事業者に対して奨励金を支給
- 対象事業者は、常時雇用する労働者数が300人以下の都内中小企業等（令和4年度：500社）
- 令和4年度は10月から、毎回100社を5回に分けて募集
- 手続きは、原則オンラインで実施

エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業の概要

C-2

奨励金対象取組

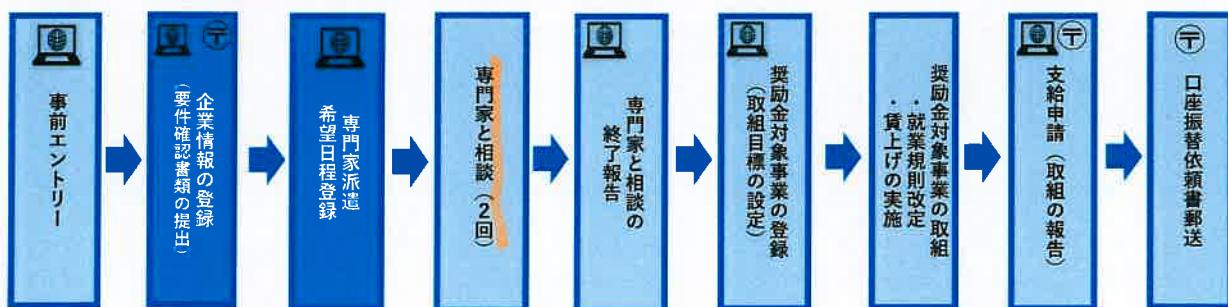
- 2回の専門家派遣を受け、新たに以下の従業員のエンゲージメントの向上や賃上げに取り組む企業に対し、取組内容に応じて最大100万円の奨励金を支給
- 以下の①～⑩から2項目以上の取組をすることが必須

奨励金対象事業	導入する制度・実施する取組
従業員のエンゲージメント向上に向けた取組 (1項目当たり10万円／最大40万円)	<カテゴリ－1> 柔軟な働き方の実現によるエンゲージメント向上
	<カテゴリ－2> 多様なキャリア形成やスキル取得支援によるエンゲージメント向上
	<カテゴリ－3> 活発な社内文化の醸成によるエンゲージメント向上
賃金引上げの取組<1項目> (1人当たり6万円／上限60万円)	①フレックスタイム制 ②選択的週休3日制 ③ワーケーション制度 ④社外副業・兼業制度 ⑤人材育成方針の策定と目標管理・キャリア面談制度 ⑥社内メンター制度 ⑦リスキリング・資格取得支援制度 ⑧外部キャリアコンサルタント活用支援制度 ⑨従業員表彰制度・報奨金制度 ⑩時間当たり30円以上の賃上げ

2

専門家派遣業務の流れ 1

- 事業者が行う手順 (オンライン: パソコンアイコン、郵送等: 郵便封筒アイコン)



以下のA・Bの情報を揃えて、しごと財団から東京都社会保険労務士会へ提供

A.企業情報の登録（要件確認書類の提出）

- 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）写し
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）写し
- 労働契約書又は労働条件通知書（該当する企業のみ）写し
- 最新の就業規則、その他社内規程写し
- 事業所一覧
- 会社案内又は会社概要
- 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）写し
- 企業情報登録申込書

オンライン登録

要件
確認
後

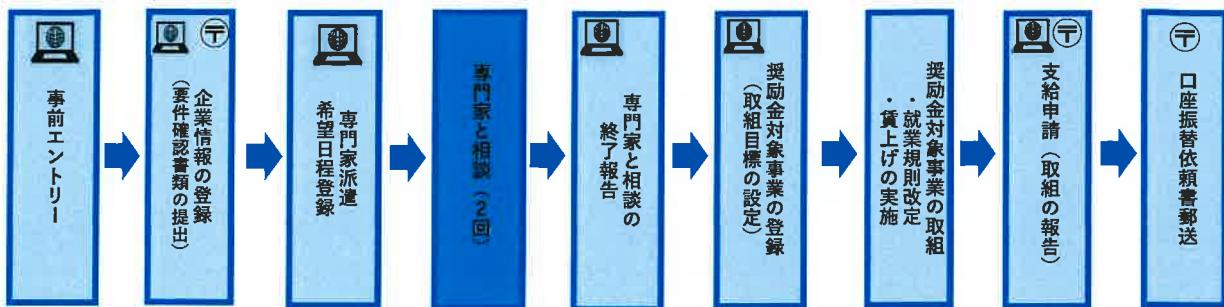
B.専門家派遣希望日の登録

- 顧問社会保険労務士の希望の有無
- 派遣希望日第3希望まで
- 導入を検討している取組と対象者の範囲
(全従業員・正規従業員・非正規従業員)
- その他（事前に伝えたいことなど）

3

専門家派遣業務の流れ 2

- 事業者が行う手順 (オンライン: 、郵送等:)



C-3

専門家と相談（2回）

- 人事労務管理に知見を有する専門家（社労士）を2回派遣し、人事管理上の課題や目指したい方向性、各事業者に適合する制度の構築などについて相談を行う。

1回

- ビジョン確認、人事制度上の課題把握
- 企業に適合する制度構築への助言

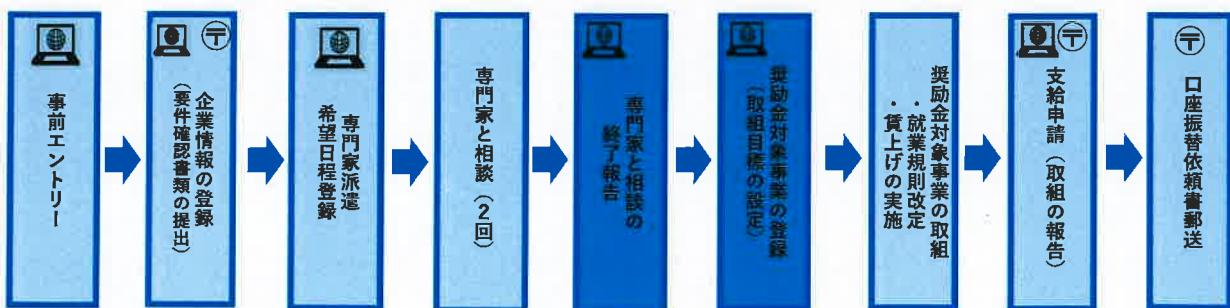
2回

- 企業内で検討した取組内容の把握
- 就業規則への反映など制度整備への助言

4

専門家派遣業務の流れ 3

- 事業者が行う手順 (オンライン: 、郵送等:)



専門家と相談の終了報告

- 事業者が専用サイトから報告（実施日時）を行う。事業者の報告を確認後、奨励金対象事業の登録に関する案内メールをしごと財団から事業者へ送付する。

【専門派遣終了後】

奨励金対象事業の登録（取組目標の設定）

- 2つ以上の取組の選択必須
- 取組目標を設定（事業者の目指す最終的な目標、各取組別の具体的な制度運用目標）

5

専門家派遣業務にあたっての留意事項

● 事業者への対応にあたっての留意事項

- ・奨励金に係る各締切を見据えた相談日の設定
- ・各種助成金との重複支給の取り扱いについての考え方（令和4年11月末現在）

C-K

【エンゲージメント向上に向けた取り組み】

- ・同じ制度導入に対する補助金等は申請不可
- ・制度導入が要件にない実費負担の補助金等の利用については申請可能

【賃金の引上げ】

- ・補助対象が同一の賃上げ部分を含む場合は申請不可
- ・補助対象が賃上げであっても賃上げ部分が明確に区分できる場合は申請可能
- ・賃金引上げ対象者が重複しない場合は申請可能
- ・賃上げに対する直接の補填ではない助成金について、補助上限額等を算定するに当たり限度額の算定基礎として賃上げを使用する場合は申請可能

→しごと財団奨励金事務局へお問い合わせください。

● 今後の予定

- ・情報管理のシステム化
- ・広報予定

5

お問い合わせ

●魅力ある職場づくり推進奨励金事務局

公益財団法人 東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課 事業推進係

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-8-5

住友不動産飯田橋駅前ビル11階

電話 03-5211-2770 (平日9時～17時)

*平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く

7